

〔 応援協定等 〕

○ 災害時における相互応援に関する協定書

（ 協定の趣旨 ）

第 1 条 中部西関東市町村地域連携軸協議会（以下「協議会」という。）は、協議会構成会員市町村（以下「協定市町村」という。）において大規模な災害が発生した場合における相互応援について、必要な事項を定めるものとする。

（ 応援の種類 ）

第 2 条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 救援及び災害復旧に必要な職員等の派遣
- (2) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な職員等の派遣
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに応急復旧に必要な物資及び資機材の提供
- (4) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な機材の提供
- (5) 救援活動及び災害復旧活動に必要な車両の提供
- (6) 被災者を一時収容するための施設の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（ 応援体制の確保 ）

第 3 条 協定市町村は、迅速な応援体制を確保するため、当該地域を 3 つのブロックに分け、それぞれのブロックにブロック長及び副ブロック長を置くものとする。

（ 情報の共有 ）

第 4 条 協定市町村は、災害時の相互応援に備えるため、防災に関する情報について相互に交換し、共有するものとする。

（ 応援要請 ）

第 5 条 災害を受けた協定市町村が応援の要請をしようとするときは、電話、ファックス等により要請するものとする。

（ 応援の自主出動 ）

第 6 条 報道機関等の情報により、協定市町村に災害が発生したことを知った他の協定市町村は、前条の規定による要請がない場合でも、必要な応援を行うことができるものとする。

（ 派遣職員の指揮 ）

第 7 条 応援のために派遣された職員は、災害を受けた協定市町村の災害対策本部の指揮下に入るものとする。

（ 経費の負担 ）

第 8 条 応援のために要した経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 応援のため又は情報収集のために職員等を派遣することに要した経費は、派遣側の協定市町村が負担する。
- (2) 救援物資の調達、その他要請による援助に要した経費は、援助を受けた協定市町村が負担す

る。

（細目協定）

第9条 この協定の実施に関する細目については、別に定める。

（疑義の解決）

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協定市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成9年8月6日から施行する。

佐 久 市 長	昭 和 町 長
臼 田 町 長	田 富 町 長
佐 久 町 長	八 田 村 長
小 海 町 長	白 根 町 長
川 上 村 長	芦 安 村 長
南 牧 村 長	若 草 町 長
南 相 木 村 長	櫛 形 町 長
北 相 木 村 長	甲 西 町 長
八 千 穂 村 長	上 九 一 色 村 長
甲 府 市 長	三 珠 町 長
韭 崎 市 長	市 川 大 門 町 長
双 葉 町 長	六 郷 町 長
明 野 村 長	下 部 町 長
須 玉 町 長	増 穂 町 長
高 根 町 長	鯨 沢 町 長
長 坂 町 長	中 富 町 長
大 泉 村 長	早 川 町 長
小 淵 沢 町 長	身 延 町 長
白 州 町 長	南 部 町 長
武 川 村 長	富 沢 町 長
竜 王 町 長	静 岡 市 長
敷 島 町 長	清 水 市 長
玉 穂 町 長	

〔災害時における相互応援に関する協定実施細目〕

（趣旨）

第1条 この実施細目は、災害時における相互応援に関する協定書（以下「協定書」という。）の実施について必要な事項を定める。

（備蓄リストの整備）

第2条 協定書第4条の規定による情報を共有するために、協定市町村は食糧、その他物資等の備蓄

リスト（第1号様式）を整備し、相互に活用する。

（応援要請手続き）

第3条 協定書第5条の規定による応援手続きは、次に掲げる事項を明らかにし、後日、応援要請書（第2号様式）を提出する。

- (1) 被害の種類、場所、状況
- (2) 物的な応援を要請する場合には、品名、数量等
- (3) 人的な応援を要請する場合には、職種、人数及び業務内容
- (4) 応援場所及び交通経路並びに応援機関
- (5) 被災者の一時収容を要請するときは、世帯数及び人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な書類

2 前項の規定により応援した協定市町村は、速やかに応援通知書（第3号様式）を応援要請した協定市町村へ送付する。

（応援物資等の受領通知）

第4条 応援を受けた協定市町村は、前項第2項の応援通知書に基づく物資等を受領したときは、応援物資等受領書（第4号様式）を応援を要請した協定市町村へ送付する。

（連絡方法）

第5条 災害が発生した場合の協定市町村間における連絡方法については、次のとおりとする。

- (1) 災害を受けた協定市町村は、各ブロックのブロック長（災害を受けた協定市町村がブロック長の場合は副ブロック長）へ連絡する。
- (2) 前号により連絡を受けた各ブロックのブロック長又は副ブロック長は、同ブロック内協定市町村との連絡・調整を図り、必要な指示・要請を行うものとする。
- (3) 応援する協定市町村は、各ブロックのブロック長又は副ブロック長からの指示要請に基づき応援を行う。

（応援終了の報告）

第6条 応援した協定市町村は、応援を終了したときは、応援終了報告書（第5号様式）を災害を受けた協定市町村へ送付する。

（連絡担当部局）

第7条 各応援協定市町村は、災害時に効率的な相互応援ができるよう、あらかじめ連絡担当部局を定め、必要な事項について緊密な連絡を行うものとする。

附 則

この実施細目は、平成9年8月6日から施行する。

様式 略

市町村名等は、協定締結当時のもの

○大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書

（趣旨）

第1条 この協定は、山梨県市長会を構成する市長の協議により、甲府市、富士吉田市、都留市、大月市、韮崎市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、北杜市、上野原市、山梨市、甲州市及び中央市（以下「都市」という。）において、大規模な災害及び市国民保護計画が対象とする事態（以下「大規模災害等」という。）が発生し又は発生する恐れがある場合には、被害を受けた若しくは受ける恐れがある都市（以下「被災都市」という。）のみでは十分な救護等の応急措置が実施できない場合若しくはできないと判断される場合に、災害対策基本法及び相互友愛精神に基づき都市間の総合応援協力を行うため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部課）

第2条 都市は、大規模災害等発生時の相互応援を円滑に実施するため、あらかじめ別紙（様式第1号）のとおり相互応援に関する連絡担当部課を定めるものとする。

（応援の種類）

第3条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者及び避難者（以下「被災者等」という。）の救出・医療・防疫・施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (4) 被災者等を一時受入れるための施設の提供
- (5) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災都市が必要と認めるもの

（応援要請の手続）

第4条 被災都市が応援の要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、第2条の連絡担当部課を通じ別に定める様式（様式第2号）により文書にて要請するものとする。ただし、緊急の場合にあっては、電話又は電信（ファックス・メール等）などにより応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号及び第6号に掲げるものの品名、規格、数量等
- (3) 前条第5号に掲げる職員の職種別及び人員
- (4) 応援を受ける場所及びその経路
- (5) 応援を受ける期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次の各号の掲げるとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要した経費は、応援を行う都市が支弁する。
- (2) 救援物資の調達その他応援に要した経費は、被災都市が負担する。

(3) 被災都市が前号に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災都市から要請があった場合は、応援する協定都市は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(災害補償等)

第6条 第4条の定めにより派遣された応援活動に従事する職員(以下「応援職員」という。)が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは廃疾となった場合においては、本人又はその遺族に対する損害賠償は、応援を行う都市が負うものとする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が被災都市への往復途中に生じたものを除き、被災都市がその賠償の責めを負うものとする。

(応援の自主出動)

第7条 都市は、被災都市との通信の途絶等により連絡がとれない場合で、緊急に応援を行う必要があると認められるときは、自主的判断により被災都市に対し応援を行うことができる。

2 自主出動した都市は、情報収集を行うとともに、被災都市に応援内容と情報の提供をできるだけ早期に行うよう努める。

3 第1項の規定により職員を派遣した場合には、被災都市から第4条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

(資料等の交換)

第8条 都市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう地域防災計画、国民保護計画及びその他必要な資料等を相互に交換するものとする。

(市町村合併による取扱い)

第9条 構成都市が合併した場合は、合併した市がこの協定を継承するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(施行期日)

第11条 この協定は、平成19年1月12日から施行する。

この協定の成立を証するため、都市署名押印のうえそれぞれ一通を保有する。

平成19年1月12日

山梨県甲府市丸の内一丁目18番1号

甲府市長

山梨県富士吉田市下吉田1842番地

富士吉田市長

山梨県都留市上谷一丁目1番1号

都留市長

山梨県大月市大月二丁目6番20号

大月市長

山梨県韮崎市水神一丁目3番1号

韮崎市長

山梨県南アルプス市小笠原376番地

南アルプス市長

山梨県甲斐市篠原2610番地

甲斐市長

山梨県笛吹市石和町市部777番地

笛吹市長

山梨県北杜市須玉町大豆生田961番地 1

北杜市長

山梨県上野原市上野原3832番地

上野原市長

山梨県山梨市小原西955番地

山梨市長

山梨県甲州市塩山上於曽1040番地

甲州市長

山梨県中央市臼井阿原301番地 1

中央市長

様式第 1 号

大規模災害等発生時の連絡担当部課

(市)

連絡部課名			
県防災無線電話番号		地上	
		衛星	
衛星携帯電話可搬用電話番号			
連絡担当者	責任者		
	補助者		
連絡先電話番号等	勤務時間内	責任者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
			e-mail
		補助者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
			e-mail
	勤務時間外	責任者	TEL
			携 帯
			TEL
			FAX
補助者		e-mail	
		TEL	
		携 帯	
		TEL	
	FAX		
	e-mail		
備考			

連絡担当者に変更が生じたときは、速やかに通知するものとする。

様式第 2 号

号
年 月 日

様

住 所
氏 名

大規模災害等発生による応援要請について

大規模災害等発生時における相互応援に関する協定書第 4 条に基づき、次のとおり援助の要請をいたします。

項 目	内 容
(1) 被害状況	
(2) 応援内容の種類	
(3) 応援を要する職種 別人員	
(4) 応援場所、到達経 路	
(5) 応援を受ける期間	
(6) その他応援に必要 な事項	

○災害時等の相互応援に関する協定書

山梨県中央市と静岡県御前崎市（以下「両市」という。）は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、両市の区域内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設等の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理に必要な車両のあっせん
- (5) 被災者（災害時要援護者を含む。）を一時受け入れるための施設及び住宅の提供並びにあっせん
- (6) 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (7) 医療施設、介護施設等の入所者を一時受け入れるための施設の提供及びあっせん
- (8) 救援、救助、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (9) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

（応援要請の手続き）

第3条 応援を受けようとする市は、次に掲げる事項を明らかにして、電話等により要請を行い、速やかに災害応援要請書（様式第1号）を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第5号に掲げる被災者の状況及び人員
- (4) 前条第6号及び第7号に掲げる被災児童、生徒、入所者等の状況及び人員
- (5) 前条第8号に掲げる職員の状況及び人員
- (6) 応援を受ける場所及びその経路並びに期間
- (7) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

（職員の派遣）

第4条 応援のための職員の派遣期間は、原則として1月未満とする。

2 応援のための職員を1月以上派遣しようとするときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第25条の17の規定に基づき別途職員派遣に関する協定を締結するものとする。

（応援の実施）

第5条 第3条の規定により要請を受けた市は、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 第3条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待

たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

（応援に要した費用の負担）

第6条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の從事中に生じたものについては応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては応援を行う市が、それぞれその賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議するものとする。

（情報等の交換）

第7条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、年1回以上定期的に必要な資料及び情報の交換を行うものとする。

（有効期間）

第8条 この協定は、両市のどちらか一方からの申出のない限り継続するものとする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度両市が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、両市それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年1月31日

山梨県中央市臼井阿原301番地の1
中央市長

静岡県御前崎市池新田5585番地
御前崎市長

○山梨県中央市と静岡県牧之原市との間における災害時等の相互応援に関する協定書

山梨県中央市(以下「甲」という。)と静岡県牧之原市(以下「乙」という。)は、災害時等における相互応援について、次のとおり協定する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、災害対策基本法(昭和36年法律第223号。以下「法」という。)第2条第1号に規定する災害が発生した場合に、法第67条の規定に基づく応援を円滑に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 被災者の救出、医療、防疫及び施設等の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (3) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (4) ごみ及びし尿の処理のための車両の提供及び斡旋
- (5) 被災者を一時収容するための施設の提供及び斡旋
- (6) 被災児童、生徒等を一時受け入れるための施設の提供及び斡旋
- (7) 消火、救援、医療、防疫、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (8) ボランティアの斡旋
- (9) 被災者に対する住宅の提供及び斡旋
- (10) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(応援の要請の手続)

第3条 甲及び乙は、応援の要請をするとき、次に掲げる事項を明らかにして、電話又は電信等により要請を行い、後日、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第4号までに掲げる品目の名称、規格及び数量等
- (3) 前条第5号に掲げる一時収容を要する被災者の状況及び人員
- (4) 前条第6号に掲げる一時受入に要する被災児童、生徒等の学年及び人員
- (5) 前条第7号に掲げる職員の職種別人員
- (6) 前条第8号に掲げるボランティアの従事する内容及び人員
- (7) 応援を受ける場所及び期間
- (8) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項

(応援の実施)

第4条 甲及び乙は、応援を要請されたときは、可能な限りこれに応ずるように努めるものとする。

2 甲及び乙は、前条の規定にかかわらず、緊急に応援する必要があると認められる場合には、同条の要請を待たずに応援を行うことができる。この場合において、応援を行う市は、その内容について応援を受ける市へ速やかに連絡するものとする。

(応援に要した費用の負担)

第5条 応援に要した費用の負担は、原則として応援を受ける市の負担とする。

2 派遣職員が、公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受ける市、被災市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う市が、それぞれ賠償の責めを負うものとする。

3 前2項の規定により難しい場合には、別途協議する。

(情報等の交換)

第6条 甲及び乙は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要な資料・情報等を常時交換するものとする。

(効力等)

第7条 この協定は、協定締結の日からその効力を発するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めがない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年2月1日

甲 山梨県中央市臼井阿原301番地1

中 央 市 長

⑨

乙 静岡県牧之原市静波447番地1

牧之原市長

⑨

○消防相互応援協定

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市（合併前の双葉町の区域は除く）、中央市及び昭和町との消防の相互応援に関して定めるものとする。

第2条 この協定は、火災等の災害発生の際、相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限度に防止することを目的とする。

第3条 火災による相互応援の出場は、甲府地区広域行政事務組合消防本部消防隊出場規程により出場するものとする。

2 その他の災害が発生し応援を必要とする場合にあっては、被応援側の長の要請により出場するものとする。

第4条 現場の指揮は消防組織法第15条第3項によるものとする。

但し、消防活動を迅速且つ効果的に行うために相互に理解と緊密な連携を保たなければならない。

第5条 応援のために要した経常的経費並びに事故（隊員、器材、その他）により生じた経費は応援側の負担とする。

2 前項以外の経費は甲府地区広域行政事務組合の負担とする。

第6条 この協定の運用について疑義を生じたときはその都度協議して決定するものとする。

第7条 本協定を証するため正本5通を作成し協定市町等がそれぞれ1通を保管するものとする。

第8条 昭和48年7月14日付で締結した協定は廃止する。

附 則

1 この協定は平成18年4月1日から効力を生ずる。

上記のとおり協定する。

平成18年4月1日

甲府市伊勢三丁目8番23号

甲府地区広域行政事務組合管理者

甲府市丸の内一丁目18番1号

甲 府 市 長

甲斐市篠原2610番地

甲 斐 市 長

中央市臼井阿原310番地1

中央市長職務執行者

中巨摩郡昭和町押越542番地2

昭 和 町 長

○中央自動車道消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定に基づき、下記市町、一部事務組合（以下「関係団体」という。）の区域内の中央自動車道（以下「高速道路」という。）における消防業務に関する相互応援について、次のとおり協定する。

上野原市、大月市、都留市、富士五湖広域行政事務組合、富士吉田市、西桂町、富士河口湖町、東山梨行政事務組合、甲州市、東八代広域行政事務組合、笛吹市、甲府地区広域行政事務組合、甲府市、甲斐市、中央市、昭和町、峡北広域行政事務組合、韮崎市、北杜市

（目的）

第1条 この協定は、高速道路における、火災または救急事故等（以下「災害」という。）を円滑迅速に処理するため、関係団体が相互に応援することを目的とする。

（体制・応援）

第2条 関係団体の消防機関は、高速道路における災害を覚知したときは、別表に定める区分により出場する。

2 前項の規定により出場した先着消防隊の最高指揮者が必要と認めたときは、他の関係団体へ消防隊の応援を求めることができる。この場合の応援要請は、災害発生地の関係団体の長から要請があったものとみなす。

（連絡）

第3条 消防機関がその管轄する行政区域以外の地域において消防業務に従事したときは、その災害の状況を、災害発生地を管轄する消防機関の消防長に通報するものとする。

（現場の指揮）

第4条 この協定に基づき応援のため出場した消防隊は、災害発生地の消防隊が現場に到着していない場合においては、先着隊の最高指揮者の下に行動するものとする。ただし、災害発生地を管轄する消防隊が出場したときは、その最高指揮者の下に行動するものとする。

（災害の調査）

第5条 高速道路における火災並びに多数傷病者発生等の特異な災害の原因及び損害の調査は、原則として当該災害地を管轄する消防機関が行うものとする。ただし、これによりがたいときは、別表消防機関に調査等を依頼することができる。

（報告）

第6条 災害の報告は、火災報告取扱要領（昭和43年11月11日消防総第393号）及び救急事故報告要領（昭和57年12月28日消防救第53号）によるものとする。

（経費の負担）

第7条 この協定により出場した経費の負担については、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 応援消防隊の給与及び公務災害補償、機械器具等に要する費用は、当該消防隊の属する関係団体が負担する。

(2) 消防業務が長時間にわたる場合の燃料補給、食料等に要する費用は、災害発生地の関係団体が負担する。

(3) 前 2 号に定める経費以外の経費に関しては、必要のつど関係団体が協議して決定する。

(情報の交換)

第 8 条 関係団体は、この協定の適正な運用を期するため、必要な情報を相互に交換するものとする。

(補則)

第 9 条 この協定の実施について、必要な事項は、関係団体が協議のうえ決定する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年 6 月14日より施行する。
- 2 昭和58年11月 1 日付けで締結した「中央自動車道消防相互応援協定書」は廃止する。
- 3 本協定を証するため本協定書19通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各 1 通を保管する。

上野原市長

大月市長

都留市長

富士五湖広域行政事務組合代表理事

富士吉田市長

西桂町長

富士河口湖町長

東山梨行政事務組合管理者

甲州市長

東八代広域行政事務組合代表理事

笛吹市長

甲府地区広域行政事務組合管理者

甲府市長

甲斐市長

中央市長

昭和町長

峡北広域行政事務組合代表理事

韮崎市長

北杜市長

別表

中央自動車道における消防業務体制

西宮線															富士吉田線							
供用開始時期		S .52.12.10					S .57.11.10				S .55. 3 .26						S .44. 3 .26					
県 名		神奈川県		山 梨 県									長野県				山 梨 県					
関係（通過） 市 町 名		相模原市	藤野町	上野原市	大月市	甲州市	笛吹市	甲府市	中央市	昭和町	甲斐市	韮崎市	北杜市	富士見町	大月市	都留市	西桂町	富士吉田市	富士河口湖町			
I . C 区間距離		← 4.9 →		← 20.1 →		← 19.7 →		← 6.2 →	← 9.3 →	← 7.7 →	← 11.2 →		← 7.0 →	8.6 →	8.3 →	← 12.5 →				← 7.2 →	← 23.5 →	
I . C 名		相模湖	上野原	大月 (大月 Jct)	勝沼	一宮御坂	甲府南	甲府昭和	(双葉 Jct)		韮崎	須玉	長坂	小淵沢	諏訪南	大月 (都留)				河口湖		
業務実施機関	上り線（機関）	相模原市	上野原市	(談合坂)	大月市	(笹子トンネル東坑口)	東山梨行政（事）	東八代広域行政（事）	甲府地区広域行政（事）		峡北広域行政（事）			諏訪広域連合（事）			大月市	(西桂町民グランド)		富士五湖広域行政（事）		
	下り線（機関）	相模原市	上野原市	(談合坂)	大月市	(笹子トンネル西坑口)	東山梨行政（事）	東八代広域行政（事）	甲府地区広域行政（事）		峡北広域行政（事）			諏訪広域連合（事）			大月市	(西桂町民グランド)		富士五湖広域行政（事）		

○災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長 下保 修（以下「甲」という。）と、中央市長 田中久雄（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目 的）

第1条 この協定は、中央市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

- 一 中央市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合
- 二 中央市災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要する場合

（情報交換の内容）

第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること
- 三 その他甲または乙が必要な場合

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第6条 本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2通作成し、甲乙押印のうえ各1通を所有する。

平成23年 4月 1日

甲) 埼玉県さいたま市中央区新都心2番地1

国土交通省

関東地方整備局長 下 保 修

乙) 山梨県中央市臼井阿原301-1

中央市長 田 中 久 雄

○災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と自然体験クラブ エヴォルヴ（以下「乙」という。）は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の水防救難のため、乙の所有する備品の貸与について、次のとおり協定を締結する。

（要請手続）

第1条 災害時に甲が水防救難備品の貸与を受けようとするときは、災害時水防救難備品貸与要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はファクシミリ等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

（水防救難備品の種類）

第2条 水防救難備品の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に貸与を行うものとする。

（1）ラフティングボート （2艇）

（2）ライフジャケット （40着）

（3）ヘルメット （40個）

（引渡し等）

第3条 水防救難備品の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、水防救難備品を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙と引渡し場所までの間の水防救難備品の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（備品貸与の費用）

第4条 水防救難備品の貸与に係る費用は無償とする。なお、水防救難備品を破損・紛失した場合の修理・補償費等の経費が生じた場合は甲の負担とする。

（費用支払）

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、災害状況により甲乙相談のうえ、その内容を調査し適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

（連絡先等の確認）

第6条 甲乙は、事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式2により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

（関係団体等との連携）

第7条 甲乙は、甲の応急対策に協力する防災関係機関、ボランティア団体等と相互に連携を図り、この協定の効率的かつ円滑な実施に努めるものとする。

（協議）

第8条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成20年7月25日から平成21年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成20年7月25日

(甲) 山梨県中央市臼井阿原301番地 1
中央市長

(乙) 山梨県中央市布施2051
自然体験クラブ エヴォルヴ
代 表

中央総第 - 号
平成 年 月 日

代 表 様

災害時水防救難備品貸与要請書

事 項	内 容	
水防救難 備 品	品 目	数 量
引 渡 し 場 所	中央市 (別添図面の場所)	
取 引 者	部 班 氏名	
備 考		

382

様式 2 (第 7 条関係)

平成 年 月 日

自然体験クラブ エヴォルヴ
代 表 様
(中央市長)

中央市長
(自然体験クラブ エヴォルヴ代表)

災害時における水防救難備品の貸与の連絡先等について (報告)

災害時における水防救難備品の貸与に関する協定書第 6 条に基づき、次のとおり報告いたします。

連絡先及び担当者等

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファクシミリ
1 [平常時]				
2				

○災害時における田富郵便局、田富（玉穂）町間の協力に関する覚書

田富郵便局長（以下「甲」という。）及び田富町長（以下「乙」という。）は、田富町内に発生した地震その他による災害時において、相互の友愛精神に基づき、田富町及び田富郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり覚書を締結する。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害をいう。

（協力要請）

第2条 甲及び乙は、田富町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は相互に協力を要請することができる。

- (1) 災害救助法適用時における郵便・為替預金・簡易保険の郵政事業に係わる災害特別事業取扱い及び援護対策
- (2) 甲が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場所等としての提供
- (3) 乙が所有し、又は管理する施設及び用地の提供
- (4) 郵便局又は田富町が収集した被災市民の避難先及び被災状況の情報の相互提供
- (5) 甲は必要に応じ避難場所に臨時に郵便差出箱を設置
- (6) その他前記(1)～(5)に定めのない事項で、協力できる事項

（協力の実施）

第3条 両者は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み、協力するよう努めなければならない。

（経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請をした者が、適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、両者が協議をし、負担すべき額を決定する。

（災害対策本部への参加）

第5条 田富町の災害対策本部のメンバーに田富郵便局長が加わることができる。

（災害情報等連絡体制の整備）

第6条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（防災訓練への参加）

第7条 田富郵便局は、田富町若しくは各自治会の行う防災訓練等に参加することができる。

（情報の交換）

第8条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第9条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては田富郵便局長、乙においては、田富町災害対

策本部長とする。

(協議)

第10条 この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じたときは、両者が協議し決定する。

この覚書の締結を証するため、この書面2通を作成し、甲乙両者が記名押印の上、各自その1通を保管する。

平成9年9月30日

郵政省

田富郵便局長

田富町

田 富 町 長

町名等は、覚書締結当時のもの

旧玉穂町も同日にて締結

○道路損傷等の情報提供並びに防災行政無線の使用 に関する覚書

中央市（以下「甲」という。）と東京電力株式会社（以下「乙」という。）は、市内のゴミの不法投棄・道路損傷等及び電力設備等の不具合個所に関する情報提供、並びに電力供給に係わる事故停電が発生した場合における、中央市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次の条項により覚書をかわすものとする。

（目的）

第1条 本覚書は、市内のゴミの不法投棄・道路損傷等及び電力設備等の不具合個所に関する情報を業務中に収集した場合において互いに提供し、電力供給に係わる事故停電が発生した場合の甲が所有する防災無線の活用について、「合意事項の明確化」を図ることを目的とする。

（提供する情報）

第2条 乙が甲に提供する情報は、次の事項に関するものとする。

1. 道路標識等の損傷
2. 道路・橋・トンネル等の沈没、崩落の危険個所
3. ゴミの不法投棄の発見
4. 電力供給に係る事故停電情報において、防災無線の広報依頼等を伴う情報

第3条 甲が乙に提供する情報は、次の事項に関するものとする。

1. 電線への樹木の倒壊・接触並びに飛来物の接触等
2. 電柱の傾斜等

第4条 自然災害等のやむをえない事情がある場合、両者は一時的に情報の収集を中止することもあるものとする。

（防災無線の広報の依頼等）

第5条 乙は、電力供給に係わる事故停電が発生した場合について、独自で速やかな広報活動ができないときは、甲に対し、別記依頼書（「停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて」）により防災無線による広報の依頼を行うものとする。

- 2 甲は、前項の状況により依頼を受けたときは、防災無線を活用し、速やかに市民等に対して広報を行うものとする。なお、連絡責任者不在時においても、代務者等の判断により速やかに広報を行うものとする。

（措置に関する情報）

第6条 提供を受けた情報に関し、甲乙互いにその措置状況等を通知する。

（情報提供体制広報依頼内容等）

第7条 乙は、第2条1項から4項の情報提供並びに第5条1項を依頼するときは、別図連絡体制により、次に掲げる事項を電話及びファクシミリで行うものとする。

- (1) 広報依頼者の所属及び氏名
- (2) 状況内容及び位置関係並びに事故原因（判明している場合）
- (3) 事故時の影響する範囲
- (4) 事故時の復旧の見通し
- (5) その他必要な事項

2 乙は、前項の依頼後、新たな情報が判明したときはその旨直ちに連絡を行うものとする。

第8条 甲は、第3条1項、2項についての情報提供は、別添連絡体制により、次に掲げる事項を電話及びファクシミリで行うものとする。

(1) 広報依頼者の所属及び氏名

(2) 状況内容及び位置関係

(3) その他必要な事項

(情報提供時期)

第9条 甲乙両者は、(提供する情報)を入手した場合は、随時情報提供する。

(情報を公開する場合)

第10条 この覚書に基づき収集した情報の内容に関する事項については、第2条4項以外、甲乙両者が了解した場合を除き公開しない。

(疑義の決定等)

第11条 この覚書の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの覚書に定めのない事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通作成し、甲・乙記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成24年8月1日

(甲) 中央市臼井阿原301番地1

中央市長 田中久雄

(乙) 甲府市住吉5丁目15番地1号

東京電力株式会社山梨支店

甲府支社長 望月 東

別記依頼書（第2条第4項）

平成 年 月 日

中央市行政防災無線担当 様

東京電力（株）甲府支社

停電に伴う防災行政無線放送のお願いについて

ただいま下記のとおり、停電が発生しております。
防災行政無線放送により、地域住民の皆さまへ停電情報の周知をお願いいたします。

記

「中央市役所及び東京電力からお知らせいたします。」

「本日 時 分頃から、

（原因判明の場合） の影響により

市・町

地域

地域

地域

が停電しています。」

復旧時間が分かる場合

「復旧は 時 分頃になりますので、
今しばらくお待ちください。」

復旧時間が分からない場合

「現在、復旧作業に取り組んでおりますので、今しばらくお待ちください。」

以 上

扱い者：所属 氏名

電 話：055-

別図連絡体制（第7条並びに第8条）

中央市役所 総務課
電 話： 055 - 274 - 8511 F A X： 055 - 274 - 7130
夜間・休祭日連絡先（宿・日直） 055 - 274 - 1111（代表）



東京電力株式会社 甲府支社 櫛形営業センター
電 話： 055 - 207 - 2421 F A X： 055 - 282 - 6823
緊急時連絡先（電話不通時等） 090-2174-1050 櫛形地域お客さまサービスグループマネージャー

夜間・休祭日などの復旧態勢の状況によっては、配電線系統制御機能を持つ「甲府支社」から依頼する場合があります。

○災害時における応急対策業務の実施に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と中央市建設協力会（以下「乙」という。）は、甲の管理する公共土木施設及び土地改良施設等（以下「公共土木施設等」という。）において、地震災害、風水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、公共土木施設等における災害時の応急対策業務の実施に関し、甲が乙に対して協力を要請する場合の必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労働力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に協力を要請することができる。

2 乙は、甲から協力要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に協力するものとする。

3 甲からの協力要請は、文書で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに文書により行うことができる。

（応急対策業務）

第3条 甲が乙に対して協力を要請する応急対策業務の内容は、次のとおりとする。

(1) 公共土木施設等の機能の確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

(2) 緊急を要する建設資機材等の調達及び輸送

(3) その他甲が必要とする業務

（協力体制の整備）

第4条 乙は、甲からの協力要請に迅速かつ的確に対応するため、あらかじめ、その地区ごとに協力体制を整備し、その内容を甲に報告するものとする。

（応急業務実施者）

第5条 乙は、甲から第1条の規定による要請があったときは、ただちに業務を実施する乙の会員（以下「実施会員」という。）を決定の上業務の実施体制等を組織し、次に掲げる事項を記載した受諾書により甲に回答するものとする。ただし、文書をもって回答することが困難な場合は、口頭で回答し、その後速やかに文書を提出するものとする。

(1) 実施会員名

(2) 建設資機材等の車種、台数、人員等

(3) 日時、場所及び期間

(4) その他必要な事項

（応急対策業務の指示）

第6条 応急業務実施者は、甲の指示を受けて応急対策業務を実施するものとする。

（応急対策業務の報告）

第7条 応急業務実施者は、応急対策業務を実施したときは、当該業務の完了後速やかに、その実施した業務内容等を甲に報告するものとする。

(費用の負担)

第8条 応急対策業務の実施に要した費用については、甲の負担とする。

(災害補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

(労働者災害補償保険法の適用)

(連絡責任者)

第10条 この協定に基づく応急対策業務を円滑に実施するため、甲にあっては当該業務を実施する中央市災害対策本部長を、乙にあっては当該地域に係る建設協力会災害対策本部長を連絡責任者とする。

(実施細目)

第11条 この協定に基づく応急対策業務の実施に関し必要な事項については、その地域の実情に応じ別に定めるものとする。

(協定の適用)

第12条 この協定は、平成18年4月20日から適用する。

(協議)

第13条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成18年4月20日

(甲) 中央市長

(乙) 中央市建設協力会
会 長

○災害時における仮設資機材の供給に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と甲陽建機リース株式会社（以下「乙」という。）は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲の応急対策のため、乙が緊急に行う仮設資機材の供給について、次のとおり協定を締結する。

（要請手続）

第1条 災害時に甲が仮設資機材の供給を受けようとするときは、災害時仮設資機材供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するとき、電話又はファクシミリ等により要請し、事後すみやかに要請書を送付するものとする。

（仮設資機材の種類）

第2条 仮設資機材の種類は、次のとおりとし、乙は甲に対し、災害時において乙の可能な範囲で優先的に供給を行うものとする。

- （1）仮設トイレ、仮設ハウス、事務所備品
- （2）ストーブ、扇風機等の季節用品
- （3）その他、災害応急、復旧作業に必要なもの

（引渡し等）

第3条 仮設資機材の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、仮設資機材を確認のうえ引き取るものとする。

2 乙と引渡し場所までの間の仮設資機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による運搬が困難な時は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（支払いの請求）

第4条 甲は、仮設資機材の供給に係る費用を負担するものとする。なお、当該費用は災害時直前における適正な価格とし、仮設資機材を使用する際に係る燃料費及び破損等した場合の修理費等の経費も甲の負担とする。

2 乙は、前条の規定による仮設資機材の供給に伴い、月毎に甲へ費用を請求するものとする。

（費用支払）

第5条 甲は、前条により費用を請求された場合は、災害状況により甲乙相談のうえ、その内容を調査し適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

（報告）

第6条 この協定の万全な実行を期するため、甲は乙に対して、その在庫品目、数量等について報告を求めることができるものとする。

（連絡先等の確認）

第7条 甲乙は、事前に甲乙双方の連絡先及び連絡責任者並びに担当者等を定め、様式2により報告するものとする。ただし、期間途中において内容の変更が生じた場合には、すみやかに相手方に報告するものとする。

（関係団体等との連携）

第8条 甲乙は、甲の応急対策に協力する防災関係機関、ボランティア団体等と相互に連携を図り、

この協定の効率的かつ円滑な実施に努めるものとする。

(協議)

第 9 条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成20年 7 月25日から平成21年 3 月31日までとする。

2 前項の期間満了の 1 か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに 1 年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。

3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1 通を各自保有する。

平成20年 7 月25日

(甲) 山梨県中央市臼井阿原 301 番地 1

中央市長

(乙) 山梨県甲府市国玉町 797 番地
甲陽建機リース株式会社
代表取締役社長

株式会社アクティオも同日にて締結

様式 1 (第 1 条関係)

中 央 総 第 - 号
平 成 年 月 日

甲陽建機リース株式会社 様

中央市長

災害時仮設資機材供給要請書

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第 1 条に基づき、次のとおり仮設資機材の供給について、要請いたします。

事 項	内 容	
供 給 仮 設 資 機 材	品 目	数 量
引 渡 し 場 所	中央市 (別添図面の場所)	
取 引 者	部 班 氏名	
備 考		

(連絡先) 中央市総務部 総務課 行政担当 TEL 0 5 5 - 2 7 4 - 8 5 1 1

FAX 0 5 5 - 2 7 4 - 7 1 3 0

様式 2 (第 7 条関係)

平 成 年 月 日

甲陽建機リース株式会社 様
(中央市長)

中央市長
(甲陽建機リース株式会社)

災害時の仮設資機材供給の連絡先等について (報告)

災害時における仮設資機材の供給に関する協定書第 7 条に基づき、次のとおり報告いたします。

連絡先及び担当者等

順位	所在地	担当部署	担当者	電話番号
				ファクシミリ
1 [平常時]				
2				

○災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と赤帽山梨県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）とは、災害時の物資等の緊急輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣 旨）

第1条 この協定は、地震等による大規模災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲の地域防災計画に基づき行う災害応急対策としての物資等の緊急輸送業務が、適正かつ円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において必要があると認めたときは、乙に対し、物資等の緊急輸送を要請することができるものとする。

- （1）甲の地域内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。
- （2）甲の地域外において災害が発生し、救援の必要があると認められるとき。
- （3）その他甲が必要と認めるとき。

（業務の内容）

第3条 甲が乙に協力を要請する輸送業務の内容は、次のとおりとする。

- （1）物資等の緊急輸送に関すること。
- （2）その他物資等の緊急時の輸送に付随する業務として甲が必要と認めるもの。

（要請の方法）

第4条 第2条の要請は、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式1）により行うものとする。ただし、文書によるいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等により要請し、事後速やかに文書により要請するものとする。

- （1）災害の状況及び輸送業務の要請を必要とする事由
- （2）輸送を必要とする車両、人員、期間、輸送先等
- （3）輸送物資等の種類（数量）
- （4）物資積み込み、取り下ろし場所及び活動内容
- （5）その他参考となる事項

（協力の実施）

第5条 乙は、甲からの協力の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して最大限の努力を行うものとする。

2 甲は、乙が実施する緊急時の輸送業務が円滑に実施できるよう、情報の提供その他必要な協力を行うものとする。

（報 告）

第6条 乙は、前条の規定により輸送業務に従事した場合は、速やかに甲に対し、次に掲げる事項を明示した文書（別記様式2）により報告するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により報告し、事後、文書を提出するものとする。

- （1）輸送期日、輸送先、輸送距離、車両数、人員、輸送物資等

(2) 組合員名

(3) その他必要な事項

(経費の負担)

第7条 第5条の規定により実施した輸送業務に要した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における地域の事業者の届出運賃・料金を基準として、
甲乙協議のうえ決定するものとする。

(経費の請求)

第8条 乙は、組合員の輸送活動実績及び経費を集計し、甲に一括請求するものとする。

(費用の支払)

第9条 甲は、前条の規定に基づき乙から経費の支払いの請求があった場合は、災害による混乱が沈
静化した後、速やかに払いを行うものとする。

(事故等)

第10条 乙の供給した事業用自動車故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに
当該事業用自動車を交換してその供給を継続するものとする。

2 乙は、前項の場合その他事業用自動車の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し速やかに
その状況を報告するものとする。

(災害補償の負担等)

第11条 輸送業務の従業員が災害を受けた場合は、労働者災害補償保険法等の関係法令に基づき補償
を受けるものとする。

なお、輸送先において甲からの要請により、災害対策基本法に基づく応急措置の業務に従事し、
災害を受けた場合は、甲が「消防団員等の公務災害補償の規定」を適用し補償するものとする。

(連絡責任者等)

第12条 この協定の実施に関する事務を円滑に進めるため、連絡責任者を置くものとする。

2 前項の連絡責任者は、甲については市物資輸送担当課長とし、乙については理事長とする。

3 甲は、毎年4月1日現在の物資の輸送に関する緊急輸送道路、物資集積場所、指定避難所、担当
者連絡先等を乙に報告するものとする。

4 乙は、この協定により災害時に協力できる組合員の名簿及び提供可能な車両等を、毎年、甲に通
知するものとする。

(協 議)

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲、乙協議して定めるもの
とする。

(適 用)

第14条 この協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書をもって協定を終了させる意志を通知し
ない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年7月28日

甲 中央市臼井阿原301番地 1
中央市長 田中 久雄

乙 甲府市徳行一丁目 1 - 21
赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
理事長 市瀬 貴彦

社団法人山梨県トラック協会甲府支部も同日にて締結

別表

○緊急輸送が想定される物資

期 間	発災直後	発災後 3 ～ 4 日まで	3 ～ 4 日以降
想 定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食 料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(主食 + 副食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップ麺 カップみそ汁 レトルト食品 果 実 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 飲 料 牛 乳 粉ミルク
物 資	衣 料等：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サ ラシ 日用品等：雨具、紙おむつ、おむつかバー、生理用品、石けん、洗剤、 ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプー ン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動 靴、ビニールシート 燃 料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ 医薬品等：風邪薬、胃腸薬、傷薬、包帯、ガーゼ		

第 号
平成 年 月 日

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合

理事長 様

中央市長

㊟

緊急物資等輸送要請書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり輸送業務を要請します。

1 災害状況及び輸送業務要請を必要とする事由

2 輸送を必要とする車両・輸送内容等

必要な台数	輸送期間（日時）	輸送先	輸送物資等の種類（数量）

3 物資の積み込み・取り下ろし場所及び活動内容

（１）積み込み

○場 所：

○活動内容：

（２）取り下ろし

○場 所：

○活動内容：

4 その他参考となる事項

第 号
平成 年 月 日

中央市長 様

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
理事長

㊞

緊急物資等輸送実施報告書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり緊急物資等を輸送しましたので報告します。

1 輸送結果

輸送月日 (期間)	輸送先 (区間及び距離)	組合員名	台 数	物資輸送等の 種類 (数量)

2 その他必要な事項

別記様式 3

第 年 月 日
平成

赤帽山梨県軽自動車運送協同組合
理事長 様

中央市長



災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・指定避難所・担当者連絡先について

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定書」に基づき、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・指定避難所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

1 緊急輸送道路

番号	路 線 名	番号	路 線 名

管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

2 物資集積場所・指定避難所

番号	施 設 名	住 所

管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

3 担当者連絡先

	所 在 地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				

物資輸送担当課長

3				

別記様式 4

第 号
平成 年 月 日

中央市長 様

赤帽山梨軽自動車運送共同組合
理事長



連絡責任者等報告書

「災害時における物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき、次のとおり連絡責任者等を報告します。

1 発災時の当団体の連絡先（不通の場合を考慮し、3 ケースを記入する。）

	所在地	職 名	電話番号	E メール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				
3				

防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

2 組合員名簿（既存の名簿があれば、添付してください。）

会員名	所在地	電話番号	車両数

3 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

○災害時における生活必需物資の調達に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と株式会社いちやまマート（以下「乙」という。）とは、災害救助に必要な物資（以下「物資」という。）の調達、運搬に関し、次のとおり協定を締結する。

（要 請）

第1条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認められるときは、乙に対し、その調達・製造が可能な物資の供給を要請することができる。

（1）甲の地域内に災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき。

（2）甲の地域外の災害救助のため、物資の調達の斡旋を要請されたとき、又は救護の必要が認められるとき。

（調達物資の範囲）

第2条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達・製造が可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（要請の方法等）

第3条 第1条の要請は、別紙1の文書をもって行うものとする。但し、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭並びにファクシミリ等で要請し、その後すみやかに文書を交付するものとする。

2 前項但し書きの場合にあっては、乙は甲の意志を市の物資調達担当課長に確認するものとする。

3 甲と乙は連絡体制、連絡方法、連絡手段について、支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（要請に基づく乙の措置）

第4条 乙は、甲から前条第1項の要請を受けたときは、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、別紙2によりその措置状況を第3条第2項に掲げる者に報告するものとする。

（物資の集積場所及び引渡し）

第5条 物資の集積場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、甲は当該場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

2 集積場所までの物資の運搬は原則として乙が行うものとする。但し、乙の運搬が困難なときは、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

（物資の価格、支払い）

第6条 第2条の調達物資の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害による混乱が沈静化した後、乙の提出する出荷確認書等に基づき災害発生時前における価格を基準として、甲、乙協議のうえ速やかに決定し支払いを行うものとする。

（保有数量等の報告）

第7条 乙は、この協定の成立日及び毎年4月1日現在の物資の保有数量、物資の搬入方法及び災害時の連絡先等を別紙3により甲に報告するものとする。

(細目協定)

第8条 甲は、別紙4により毎年4月1日現在の物資の調達に関する緊急輸送道路、物資集積所、市担当者連絡先等の協定の細目について、乙に報告するものとする。

(県協定との調整)

第9条 乙が山梨県知事と同様の協定を締結している場合で、大規模地震が発生する等、被害が広域に及ぶ場合については、県協定を優先するものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項については、そのつど、甲、乙協議して定める。

(有効期間)

第11条 この協定は、平成20年7月28日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって、協定の終了を通知しない限り、その効力を維持する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

平成20年7月28日

甲 中央市臼井阿原301番地 1
中央市長 田中 久雄

乙 中央市若宮50 - 1
株式会社いちやまマート
代表取締役 三科 雅嗣

株式会社オギノ、株式会社クスリのサンロード、株式会社くろがねや、株式会社やまと も同日にて締結

別表

○確保が必要な物資

期 間	発災直後	発災後 3 ～ 4 日まで	3 ～ 4 日以降
想 定	ライフラインストップ	電気、水道復旧	電気、水道復旧
食 料	(調理不要の食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(主食 + 副食品) おにぎり 弁 当 パ ン 缶 詰 カップ麺 カップみそ汁 レトルト食品 果 実 飲 料 牛 乳 粉ミルク	(自炊のための食材) 米 穀 野 菜 果 実 食 肉 魚 類 漬 物 佃 煮 味噌醤油 塩 飲 料 牛 乳 粉ミルク
物 資	衣 料等：毛布、テント、シャツ、下着類、作業着、タオル、軍手、サラシ 日用品等：雨具、紙おむつ、おむつかバー、生理用品、石けん、洗剤、ちり紙、なべ、やかん、バケツ、皿、茶わん、ハシ・スプーン、哺乳ビン、マッチ・ライター、懐中電灯、乾電池、運動靴、ビニールシート 燃 料等：携帯用ガスコンロ、携帯用ガスボンベ 医薬品等：風邪薬、胃腸薬、傷薬、包帯、ガーゼ		

別紙 1 物資調達要請文書

第 号
平成 年 月 日

会社名
代表者名 様

中央市長 印

災害救助に必要な物資の調達の要請について

災害における生活必需物資の調達に関する協定に基づき、次のとおり要請します。
なお、協定書第 4 条により、本要請に対する貴社の措置状況を報告願います。

要請する物資

要請期間	要請品目	要請数量	搬入希望場所
月 日 ~ 月 日 まで			

注：要請数量は、1 日当たりの数量である。

担 当： 課○○
電 話：
F A X：

別紙 2 措置状況報告書

平成 年 月 日

中央市長 様

会社名
代表者

印

災害救助に必要な物資の措置状況について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第 4 条により、当社の措置状況を次のとおり報告します。

1 措置状況

措置期間	措置品目	措置数量	搬送場所
月 日 ~ 月 日 まで			

注：措置数量は、1 日当たりの数量である

市への搬入方法（いずれかに○をつける）

（ 1 ）市指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ）

（ 2 ）搬送不可のため、当社指定場所にて、市に引き渡す。

引き渡し場所（ ）

担 当：

電 話：

F A X：

別紙 3 物資の保有数量等報告書

平成 年 月 日

中央市長 様

会社名
代表者

印

災害救助に必要な物資の保有数量等について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第 7 条により、当社の物資の保有数量等を次のとおり報告します。

1 調達可能数量

品 名	保有数量	単 位	品 名	保有数量	単 位
おにぎり		個	雨 具		個
弁 当		個	紙おむつ		パック
パ ン		個	おむつカバー		枚
缶 詰		個	生理用品		パック
飲料(水)		個	石けん		箱
牛 乳		パック	洗 剤		箱
粉ミルク		缶	ティッシュペーパー		箱
カップ麺		個	トイレットペーパー		ロール
カップみそ汁		個	やかん		個
レトルト食品		個	バケツ		個
米 穀		kg	ポリ袋		袋
野 菜		kg	皿(紙製)		枚
果 実		kg	紙コップ		個
食 肉		kg	丼(紙製)		個
魚 類		kg	は し		個
漬 物		kg	スプーン		個
佃 煮		kg	哺乳ビン		個
味 噌		kg	使い捨てライター		個
醬 油		kg	懐中電灯		個
塩		kg	乾電池		個
毛 布		枚	運動靴		足
テント		張	ビニルシート		枚
シャツ		枚	携帯用ガスコンロ		個
下着類		着	携帯用ガスボンベ		本
作業着		着	風邪薬		箱
タオル		枚	胃腸薬		箱
軍 手		双	傷 薬		箱
サラシ		反	包 帯		ロール
			ガーゼ		枚

注：協定書第 7 条による報告は、4 月 1 日現在の店頭在庫を含む保有数量の概数を記入する。なお、店頭在庫は時間帯によって変動するため 1 日の平均数量とする。

2 市への搬入方法(いずれかに○をつける)

(1) 市指定物資集積指定場所まで、当社で搬送する。

搬送方法（ 自社車両 ・ 当社契約運送会社車両 ）

（ 2 ）搬送不可のため、当社指定場所にて、市に引き渡す。

引き渡し場所（ ）

3 発災時の当社の連絡先（不通の場合を考慮し、3 ケースを記入する。）

	所 在 地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				
3				

防災無線番号は防災無線が設置されている場合ご記入ください。

4 保有場所（主な倉庫、工場等の場所）

倉庫・工場名	所 在 地	主 要 品 目

5 その他、連絡事項等ありましたら記入願います。

[]

平成 第 年 月 日

会社名
代表者名 様

中央市長



災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先について

災害における生活必需物資の調達に関する協定書第 8 条により、災害時の緊急輸送道路・物資集積場所・担当者連絡先を次のとおり報告します。

1 緊急輸送道路

番号	路 線 名	番号	路 線 名

管内図に路線を色塗りし、番号を記載したものを添付

2 物資集積場所

番号	施 設 名	住 所

管内図に位置を色塗りし、番号を記載したものを添付

3 担当者連絡先

	所 在 地	担当部署	電話番号	Eメール
		担当者名	FAX番号	防災無線番号
第1順位 (平常時 連絡先)				
2				

物資調達担当課長

3				

○災害時における石油燃料等の供給に関する協定書

中央市（以下「甲」という。）と山梨県石油協同組合（以下「乙」という。）は、次のとおり石油燃料等の供給に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の地域に大規模な地震、風水害その他の災害及び甲の国民保護計画が対象とする事態（以下「大規模災害等」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合において、甲の災害応急及び復旧対策のため、乙が緊急に行う石油燃料等の供給について必要な事項を定めるものとする。

（供給対象）

第2条 供給対象は、甲の次の施設及び車両とする。

- （1） 田舎倉庫及び玉穂、豊田倉庫（以下「各倉庫等」という。）
- （2） 指定避難場所
- （3） 緊急通行（輸送）車両標章を表示した公用車及び借上げ車（以下「公用車等」という。）
- （4） その他甲が指定する箇所及び物

（燃料等の種類）

第3条 乙が甲に供給する石油燃料等の種類は、次のとおりとする。

- （1） ガソリン
- （2） 重油
- （3） 軽油
- （4） 灯油
- （5） 油脂類
- （6） その他甲乙協議の上決定するものとする。

（要請手続）

第4条 甲の各倉庫等及び指定避難所（以下「施設等」という。）が、大規模災害等において前条で規定する石油燃料等の供給を受けようとするときは、災害時石油燃料等供給要請書（様式1。以下「要請書」という。）により、乙へ要請するものとする。ただし、緊急を要するときは電話等により要請し、供給を受けた後、速やかに要請書を送付するものとする。

2 甲の公用車等が大規模災害等において石油燃料等の供給を受けようとするときは、給油発注票（様式2。以下「発注票」という。）により供給を受けるものとする。ただし、緊急を要するときは供給を受けた後、速やかに発注票を送付するものとする。

（供給方法）

第5条 甲の施設及び車両に対する乙の石油燃料等の供給方法は、次のとおりのものとする。

- （1） 各倉庫等については給油所から供給する。非常用発電機用の重油については、乙の重油貯蔵所からタンクローリーで供給するものとする。
- （2） 指定避難場所については給油所から供給するものとする。
- （3） 公用車等については給油所において供給するものとする。

(4) その他甲が指定するものとする。

- 2 前項第2号の供給を行うために、乙は、給油所をその所在地に基づいて別表に掲げる甲の地区ごとに区分し、毎年度4月1日に甲に報告するものとする。また、その内容に変更が生じたときは、その都度報告するものとする。
- 3 給油所は、別表に基づき、当該地区内の施設等に供給を行うものとする。
- 4 乙は、甲から要請があった場合、可能なかぎり優先的に石油燃料等を供給するものとし、施設等に対して配達するものとする。
- 5 前項の規定にかかわらず、大規模災害等において、乙に甲の施設等に対する配達の余裕がない場合は、甲の職員が連絡を取った上で、直接給油所で供給を受けるものとする。

(供給の確認)

第6条 甲が石油燃料等の供給を受けるときは、甲の職員が数量を確認のうえ引き取るものとする。

- 2 給油所は、施設等に石油燃料等を供給したときは、給油所の納入伝票を提出し、公用車等に供給したときは、発注票の給油確認票を提出するものとする。

(支払の請求)

第7条 乙は、前条の規定により石油燃料等の供給完了後、甲へ費用を請求するものとする。

- 2 石油燃料等の価格、その他供給に係る費用は、大規模災害等の直前における適正な価格とするものとする。

(費用支払)

第8条 甲は、前条により費用を請求された場合は、その内容を確認し、適当と認めたときは、すみやかに費用を支払うものとする。

(協議)

第9条 この協定に関する疑義及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、本協定締結日から平成25年3月31日までとする。

- 2 前項の期間満了の1か月前に、甲乙いずれからもこの協定を改定する意思表示がないときは、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後この例による。
- 3 甲乙は、この協定の有効期間中であっても、協議してこの協定を改定することができる。

本協定成立の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、1通を各自保有する。

平成23年7月4日

甲 中央市臼井阿原301 - 1
中央市長

乙 山梨県甲府市中央四丁目12番21号
山梨県石油協同組合
理事長

様式 1 (第 4 条関係)

整理番号

災害時石油燃料等供給要請書

平成 年 月 日

山梨県石油協同組合 理事長 様

中央市長

災害時における石油燃料の供給に関する協定書第 3 条に基づき、次のとおり石油燃料の供給について、要請をいたします。

事 項	内 容	
	品 目	数 量
石 油 燃 料		
引渡し場所		
取 引 者	部 班 氏名	Tel

備 考

取 引 者	部 班 氏名	Tel
-------	-------------------------------	-----

様式 2 (第 4 条関係)

整理 №	
給油発注票	
登録番号 (車両ナンバー)	
給油先	
品名	数量
ガソリン	ℓ
重油	ℓ
軽油	ℓ
灯油	ℓ
油脂類、その他	ℓ
	ℓ
	ℓ
上記のとおり給油してください。	
平成 年 月 日	
中央市 ○ ○ 課	
(注意) 割印のないものは無効	

割印

整理 №	
給油確認票	
登録番号 (車両ナンバー)	
給油先	
品名	数量
ガソリン	ℓ
重油	ℓ
軽油	ℓ
灯油	ℓ
油脂類、その他	ℓ
	ℓ
	ℓ
上記のとおり給油いたします。	
平成 年 月 日	
中央市	
給油所	
氏 名	印
主管部担当等	

(別表第4条関係)

地区名	番号	避難場所名	避難施設名	避難地・避難所区分	住所	電話番号	FAX番号	対象地区		社店名		
								地区名	概ねの世帯数	店名	電話(055)	住所(中央市)
	1	市役所田富庁舎			臼井阿原 301—1	055—273—2111						
田富	2	田富小学校	グラウンド (2次避難地)	地	布施 2122	055—273—2117		山之神、宮北、布施第三・第四・第五、東	1,057	六水(株)	273—7161	布施 2200—1
			校舎	所								
			体育館	所								
	3	田富北小学校	グラウンド (2次避難地)	地	臼井阿原 1740—3	055—274—1760		リバーサイド第一・第二・第三、鍛冶新居	1,421	(株)吉字屋本店	273—3878	山の神 2—6—1 流通団地
			校舎	所								
			体育館	所								
	4	田富南小学校	グラウンド (2次避難地)	地	西花輪 1250	055—273—9111		西花輪第一・第二、釜無、飛石、桜、山王第一・第二・第三、大田和、藤巻、今福、今福新田、清川	1,845	(株)ミツウロコ山梨支店	273—3211	山の神 2—8—4 流通団地
			校舎	所								
			体育館	所								
	5	田富中学校	グラウンド (2次避難地)	地	布施 2493	055—273—2010		新町第一・第二、臼井阿原第一・第二、新道 東花輪第一・第二・第三	1,764	山興(株)	273—2311	西花輪 4599
			校舎	所								
			体育館	所								
玉穂	6	市役所玉穂庁舎			成島 2266	055—274—1119	055—274—1124					
	7	三村小学校	校舎	所	成島 2140	055—273—8711	055—273—8712	井之口 1・2、若宮、新城、西新居、中樞、上成島、新成島、宿成島	2,158	(株)左渡屋	274—3009	若宮 46—6
			体育館	所								
			グラウンド (2次避難地)	地								
	8	玉穂総合会館	総合会館 (2次避難地)	所・地	下河東 620	055—274—8180		下河東東、下河東西	471	(有)前原石油	273—2533	成島 1725

9	玉穂中学校	校舎	所	下河東 180	055—273—8211	055—273—8214	下成島 1 区・2 区、高橋、極楽寺、乙黒	468	山梨共栄 石油株	273—4034	中楯 71—1	
		体育館	所									
		グラウンド （ 2 次避難地）	地									
10	玉穂南小学校	校舎	所	下河東 2020	055—274—1122	055—274—1123	下河東下、上三条、 下三条 1 区・2 区	987				
		体育館	所									
		グラウンド （ 2 次避難地）	地									
11	中巨摩地区広域事務組合 老人福祉センター 勤労青年センター	施設・公園 （ 2 次避難地）	所	一町畑 1189	055—273—5665		町之田、一町畑	158				
豊富	12	豊富小学校	校舎	所	大鳥居 3800—1	055—269—2012	055—269—2035	久保 久保団地、神明	220	丸万商事	269—2009	浅利 3023
			体育館	所								
			グラウンド （ 2 次避難地）	地								
	13	豊富中央公民館	公民館	所	大鳥居 3800	055—269—2802	055—269—2802	浅利 1、2、3、4	208			
	14	市役所豊富庁舎	市役所庁舎	所	大鳥居 3867	055—269—2211	055—269—2413	宇山、高部、新道、 角川	136			
	15	JA ふえふき豊富支所	農協	所	大鳥居 3781	055—269—2216	055—269—2466	関原南上、南下	49			
	16	豊富保育所	保育所	所	大鳥居 3790	055—269—2011	055—269—2011	向井木原、関原北上、北下	195	丸万商事	269—2009	浅利 3023
	17	豊富保健センター	保健センター	所	大鳥居 3738—1	055—269—2238	055—269—2238	中木原	61	甲陽石油株	269—2401	木原 838
	18	農業者研修センター	農業者研修センター	所	大鳥居 3738—1	055—269—2238	055—269—2238	中尾木原	46			
	19	シルクふれんどりい	温泉宿泊施設	所	大鳥居 1619—1	055—269—2280	055—269—2732	上手、中村、水上、一の沢	156			
	20	関原コミュニティセンター	集会所	所	関原 334—8			関原				
	21	大鳥居ふれあいプラザ	福祉施設	所	大鳥居 246—1	災害優先電話		山宮 川東	151	甲陽石油株	269—2401	木原 838
22	浅利川ふれあい館	福祉施設	所	浅利 3424—7	災害優先電話		神明		丸万商事	269—2009	浅利 3023	

○洪水発生時における避難施設としての使用に関する 協定（株式会社いちやまマート）

中央市（以下「甲」という。）と株式会社いちやまマート（以下「乙」という。）は、中央市内に洪水による被害発生のおそれがあるとき、甲が一次避難場所として乙の所管する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を地域住民等の洪水時の避難活動を支援するため、無償で甲が指定する避難施設として使用することを認めるものとする。この場合、使用可能な施設の範囲は、別に定める。

施 設 名 称	所 在 地
イッツモア玉穂店	中央市若宮50番地 1

（使用目的）

第2条 甲は、洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがあるとき、前条に定める施設の事業活動や災害予防活動を妨げない範囲で、指定された施設の一部を、地域住民等の一時的な洪水時避難施設として使用することができる。

（目的外の使用の禁止）

第3条 甲は、使用施設を前条の目的以外には使用しないものとする。

（使用時の通知）

第4条 甲は、第2条に基づき使用施設を使用する場合、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、緊急を要して使用する場合は、前項の規定にかかわらず、使用施設を使用することができるが、できる限り速やかに、乙に対しその旨を通知するものとする。

（避難時の管理運営）

第5条 甲が避難施設として使用する場合、甲及び地域の自主防災会等が管理運営を行うものとする。

2 乙は、避難時の管理運営に協力するものとする。

（原状復旧義務）

第6条 甲は、第2条に規定する使用目的で使用施設を使用した場合において使用施設を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲はその費用を負担するものとする。

（使用期間）

第7条 使用期間は、洪水が発生し、又は洪水の発生のおそれがあるときから、洪水による避難の必要がなくなったときまでとする。

(事故の責任)

第 8 条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(協定書の有効期間)

第 8 条 この協定書の有効期間は、協定書締結の日から 3 年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定書は更に 3 年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定書を解除しようとするときは、30 日前までに解除の申入れをしなければならない。

(協議)

第 9 条 この協定書によるもののほか、特に必要が生じた場合には、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

この協定書を証するため、本書 2 通を作成し甲、乙が記名押印の上各自その 1 通を保有する。

平成23年 8 月 5 日

甲 中央市臼井阿原301番地 1
中央市長 田中 久雄

乙 中央市若宮50番地 1
株式会社いちやまマート
代表取締役社長 三科 雅嗣

○洪水発生時における避難施設としての使用に関する協定（富士観光開発株式会社）

中央市（以下「甲」という。）と富士観光開発株式会社（以下「乙」という。）は、中央市内に洪水による被害発生のおそれがあるとき、甲が一次避難場所として乙の所管する施設を使用することに関し、次のとおり協定を締結する。

（使用施設）

第1条 乙は、次に掲げる施設（以下「使用施設」という。）を地域住民等の洪水時の避難活動を支援するため、無償で甲が指定する避難施設として使用することを認めるものとする。この場合、使用可能な施設の範囲は、別に定める。

施 設 名 称	所 在 地
アピタ 田富店	中央市山之神1383 - 9 番地

（使用目的）

第2条 甲は、洪水が発生し、又は洪水が発生するおそれがあるとき、前条に定める施設の事業活動や災害予防活動を妨げない範囲で、指定された施設の一部を、地域住民等の一時的な洪水時避難施設として使用することができる。

（目的外の使用の禁止）

第3条 甲は、使用施設を前条の目的以外には使用しないものとする。

（使用時の通知）

第4条 甲は、第2条に基づき使用施設を使用する場合、事前に乙に対しその旨を文書又は口頭で通知するものとする。

2 甲は、緊急を要して使用する場合は、前項の規定にかかわらず、使用施設を使用することができるが、できる限り速やかに、乙に対しその旨を通知するものとする。

（避難時の管理運営）

第5条 甲が避難施設として使用する場合、甲及び地域の自主防災会等が管理運営を行うものとする。

2 乙は、避難時の管理運営に協力するものとする。

（原状復旧義務）

第6条 甲は、第2条に規定する使用目的で使用施設を使用した場合において使用施設を汚損し、又は破損したときは、甲の負担により原状に復旧するものとする。この場合において、乙が使用施設を原状に復旧したときは、甲はその費用を負担するものとする。

（使用期間）

第7条 使用期間は、洪水が発生し、又は洪水の発生のおそれがあるときから、洪水による避難の必要がなくなったときまでとする。

(事故の責任)

第 8 条 乙は、使用施設に地域住民等が避難した際に発生した事故等に対しては、一切の責任を負わない。

(協定の有効期間)

第 9 条 この協定の有効期間は、協定締結の日から 3 年間とする。ただし、有効期間満了の日までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に 3 年間延長するものとし、以降も同様とする。

2 甲又は乙は、この協定の有効期間満了前に正当な理由によってこの協定を解除しようとするときは、30 日前までに解除の申入れをしなければならない。

(協議)

第 10 条 この協定によるもののほか、特に必要が生じた場合には、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書 3 通を作成し甲、乙が記名押印の上各自その 1 通を保有する。

平成 23 年 9 月 1 日

甲 中央市臼井阿原 301 番地 1
中央市長 田中久雄

乙 南都留郡鳴沢村字富士山 8545 - 6
富士観光開発株式会社
代表取締役 志村和也

富士観光開発株式会社とは、オギノリバーシティー店（中央市山之神 1122 番地）についても、同一内容で締結